

アップデート法改正

第3回/全8回



社会保険労務士
加藤光大

社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。

❖ 雇用保険法 教育訓練休暇給付金等 ❖

(1) 失業等給付（法10条5項）

改正前	教育訓練給付は、教育訓練給付金とする。
改正後	教育訓練給付は、次のとおりとする。 i 教育訓練給付金 ii 教育訓練休暇給付金

教育訓練休暇給付金を創設し、教育訓練給付の一類型に位置付けました（令和7年10月1日施行）。

改正の趣旨

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障するために設けられたのが「**教育訓練休暇給付金**」です。

(2) 算定基礎期間（法22条3項、61条の4第2項、61条の7第3項、61条の8第3項ほか）

前2項の算定基礎期間は、これらの規定の受給資格者が基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除いて算定した期間とする。

i ii 略

iii **教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある者**については、第60条の3第1項に規定する休暇開始日前の被保険者であつた期間及び当該給付金の支給に係る休暇の期間

iv 育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある者については、これらの給付金の支給に係る休業の期間